

不要品の売却について、次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

令和7年5月2日

秋田県秋田地域振興局長 小林 栄幸

1 入札に付する事項

- (1) 売却物品の名称及び数量
不要品売り払い（空気熱ヒートポンプユニットほか） 1式
- (2) 売却物品の保管場所
秋田市新屋町割山（旧秋田空港跡地）
- (3) 売却物品の搬出期限
令和7年6月30日（月）までとする。
- (4) 売却物品の搬出条件
売却物品は現場渡しとし、搬出に係る費用の一切を落札者が負担すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第6条に規定する暴力団員または暴力団と密接な関係がある者に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 秋田県物品の製造の請負、買入れ等に係る競争入札参加資格等に関する要綱第6条に基づく物品供給業者等登録名簿に掲載されていること。
 - ① 業種種別「古物商・廃棄物処理」に登録していること。
 - ② 秋田地域振興局管内に本社又は営業所を有していること。

3 契約事項を示す場所等

契約事項については、令和7年5月2日（金）から令和7年5月16日（金）までの期間、秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」（<http://www.pref.akita.lg.jp/>）に掲載する。

4 入札説明書等の交付

入札説明書及びその他様式等については、令和7年5月2日（金）から令和7年5月16日（金）までの期間、秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」（<http://www.pref.akita.lg.jp/>）に掲載し、配布するものとする。

5 入札執行の日時及び場所

令和7年5月19日（月）10時00分

秋田県秋田市山王四丁目1番2号 秋田県秋田地方総合庁舎5階 総502会議室

6 入札保証金

免除する。

7 その他

- (1) 入札の方法
入札執行回数は、3回までとする。
入札参加者が1者であった場合であっても、入札を執行するものとする。
- (2) 入札書記載金額
落札決定にあたっては、入札書に記載された金額を落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税を含む金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額）を入札書に記載し、うち消費税額及び地方消費税額も併せて記載すること。

- (3) 入札の無効
秋田県財務規則第166条に規定するところによる。
なお、郵便による入札書の提出は認めない。
- (4) 落札者の決定方法
予定価格以上、かつ最高の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより決定する。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) その他
詳細は、入札説明書による。